

一般社団法人日本光線力学学会会則

第 1 号

第 1 条 (会則)

当法人は定款施行の細則として会則を定める。

- 2 本会則の変更、廃止等は、社員総会において、総社員の議決権の3分の1以上の議決権を有する社員が出席し、出席社員の過半数をもって行う。

第 2 条 (名誉会長及び名誉副会長)

名誉会員の中でも当法人の事業にとって特別な功績を残し、その栄誉を称えるにふさわしいとされる者については、本人の承諾を得た上で社員総会において名誉会長、名誉副会長の称号を与えることができる。

第 3 条 (会員の資格及び会費)

本会則の施行日以降満70歳に達した会員は、その時点で当法人の会員としての資格を喪失するとともに、会費の納入義務が免除される。但し、会費の納入を継続する者については、依然として会員としての資格を喪失しない。

- 2 正会員が本会則の施行日以降満70歳に達したとき、一般社団法人法上の社員としての資格を喪失し、退社する。但し、会費の納入を継続する者についてはこの限りでない。

第 4 条 (委員会)

当法人は次の委員会を置く。

会則委員会

ガイドライン委員会

編集委員会

教育委員会

安全委員会

渉外委員会

- 2 委員会の改変は理事会決議を以て行う。
- 3 委員長及び委員は会員の中から理事会が指名し選任する。
- 4 委員長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 任期満了前に退任した委員の補欠は、選任しない。

附則

本会則は、一般社団法人の設立登記の日から施行する。